



発行 新潟県

第19号

平成28年3月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 4 新潟県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則（農業総務課）
- 5 農業委員会等に関する法律第2条第3項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 6 新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則（監理課）

告 示

- 256 知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明の一部改正（財政課）
- 257 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 258 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 259 保安林の指定予定（治山課）
- 260 保安林の指定（治山課）
- 261 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 262 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 263 換地処分（農地整備課）
- 264 換地処分（農地整備課）
- 265 公共測量の終了通知（監理課）
- 266 道路の区域変更（道路管理課）
- 267 道路の区域変更（道路管理課）
- 268 道路の供用開始（道路管理課）
- 269 道路の区域変更（道路管理課）
- 270 道路の供用開始（道路管理課）
- 271 道路の区域変更（道路管理課）
- 272 道路の供用開始（道路管理課）
- 273 道路の区域変更（道路管理課）
- 274 道路の供用開始（道路管理課）
- 275 道路の区域変更（道路管理課）
- 276 道路の供用開始（道路管理課）
- 277 道路の区域変更（道路管理課）
- 278 道路の供用開始（道路管理課）
- 279 道路の供用開始（道路管理課）
- 280 道路の区域変更（道路管理課）
- 281 道路の供用開始（道路管理課）
- 282 道路の区域変更（道路管理課）
- 283 道路の供用開始（道路管理課）
- 284 道路の区域変更（道路管理課）
- 285 道路の供用開始（道路管理課）
- 286 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 287 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 288 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 289 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）

- 290 車両のうち自転車に限り乗り入れができる場所の指定（都市整備課）
- 291 構造計算適合性判定業務の委任（建築住宅課）
- 292 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

選挙管理委員会告示

- 8 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

規 則

新潟県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第4号

新潟県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

新潟県農業倉庫業法施行細則（昭和40年新潟県規則第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第46条第1項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、この規則による廃止前の新潟県農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。

農業委員会等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第 5 号

農業委員会等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則

農業委員会等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則（昭和60年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第 2 条第 3 項の規定により知事が定める市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 交付金総額の 3 割は、各市町村の<u>農業委員会</u>の数に応じて各市町村に配分する。</p> <p>(2) 交付金総額の 2 割 5 分は、各市町村の<u>農業者</u>の数に応じて各市町村に配分する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第 2 条第 3 項の規定により知事が定める市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 交付金総額の 3 割は、各市町村に<u>均等</u>に配分する。</p> <p>(2) 交付金総額の 2 割 5 分は、各市町村の<u>農家数</u>に応じて各市町村に配分する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第6号

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設業法施行細則（昭和44年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">新潟県収入証紙貼り付け欄</p> <p style="text-align: center;">建設業許可証明申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">般</p> <p>1 許可番号 <u>新潟県知事許可（特一）第 号</u></p> <p>（略）</p>	<p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">新潟県収入証紙はり付け欄</p> <p style="text-align: center;">建設業許可証明申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 般</p> <p>1 許可番号 <u>新潟県知事許可（特一）第 号</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第256号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																												
<p>別表</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農林水産部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">証 明</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="border: 2px solid black;">削除</td> </tr> </table> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 警察本部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">証 明</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>行方不明者に係る届出に関する証明</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="border: 2px solid black;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法</td> </tr> </table>		証 明	1	(略)	2	削除		証 明	1	(略)	2	行方不明者に係る届出に関する証明	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法	<p>別表</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農林水産部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">証 明</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="border: 2px solid black;">登録免許税法施行規則第10条に規定する登録免許税法別表3の24の項第3欄第1号に規定する農業倉庫等に該当する旨の証明</td> </tr> </table> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 警察本部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">証 明</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>家出人の搜索願出に関する証明</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="border: 2px solid black;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明</td> </tr> </table>		証 明	1	(略)	2	登録免許税法施行規則第10条に規定する登録免許税法別表3の24の項第3欄第1号に規定する農業倉庫等に該当する旨の証明		証 明	1	(略)	2	家出人の搜索願出に関する証明	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明
	証 明																												
1	(略)																												
2	削除																												
	証 明																												
1	(略)																												
2	行方不明者に係る届出に関する証明																												
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法																												
	証 明																												
1	(略)																												
2	登録免許税法施行規則第10条に規定する登録免許税法別表3の24の項第3欄第1号に規定する農業倉庫等に該当する旨の証明																												
	証 明																												
1	(略)																												
2	家出人の搜索願出に関する証明																												
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明																												

	第31条の2、同法第31条の7、同法第31条の12、同法第31条の17若しくは同法第33条の規定による営業の届出又は廃業に関する証明		
4 ～ 7	(略)	4 ～ 7	(略)
8	削除	8	検視済である旨の証明
9 ～ 10	(略)	9 ～ 10	(略)
(9)	(略)	(9)	(略)

◎新潟県告示第257号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	1者	大島901番ほか2筆 0.2ha
聖籠町	3者	真野渡り下1925番1ほか18筆 1.7ha
新潟市	23者	北区長戸呂黒山2691番ほか248筆 25.1ha
燕市	2者	大字高木字高木1279番ほか13筆 4.2ha
弥彦村	3者	大戸割213番ほか3筆 0.6ha
魚沼市	5者	一日市1203番ほか36筆 7.4ha
十日町市	7者	上野甲1120番ほか21筆 3.1ha
津南町	7者	下船渡甲8272番1ほか90筆 14.1ha
上越市	26者	西市野口二本杉2番1ほか379筆 38.3ha
糸魚川市	1者	上野5169番 0.3ha
合計	78者	820筆 94.9ha

2 申請年月日

平成28年2月26日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第258号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成28年3月8日から平成28年3月22日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市秋津909番地
粕谷 達男
新潟県佐渡市秋津979番地
伊藤 敏明
新潟県佐渡市秋津1666番地
佐藤 吉春
- 2 加入区 加茂湖加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
加茂湖漁業協同組合

◎新潟県告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市菟場 1650、三川 2628 の1、2628 の26
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第260号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県村上市菅沼字石名澤 720 から 722 まで、724、728 の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成28年3月8日

新潟県村上地域振興局長

事業主体の所在・ 名称	地区名	事業名	新規・変更の別	認可年月日	根拠条文
村上市 三面川沿岸土地 改良区	袖浦池	農業用排水 施設整備（県単 農業農村整備「 かんがい排水」） 事業	新規	平成28年2月24日	第48条

◎新潟県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成28年3月8日

新潟県新潟地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

西蒲原土地改良区

2 地区名

打越地区

3 認可年月日

平成28年2月25日

4 その他

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、魚沼市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業今泉地区に係る換地処分をした。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、魚沼市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業長松地区に係る換地処分をした。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 東京支社長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影 デジタル）
- 2 作業期間 平成27年3月3日から平成28年2月2日まで
- 3 作業地域 上越市、糸魚川市、妙高市

◎新潟県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島見新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内 2071 番 2 から 同郡同町大字二本松字聖籠山1877番 2 まで	新	7.5～62.5メートル	5,298.3メートル
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番 6 から 同郡同町大字二本松字聖籠山1877番 2 まで	旧	10.9～46.0メートル	4,046.4メートル

備考1 路線の重用

一部区間一般国道7号、一般国道113号、一般国道345号及び県道新潟新発田村上線と重用

2 路線の重複

一部区間聖籠町道大夫興野浦山線と重複

◎新潟県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字南荷頃字丸畑 805 番 1 から 同市大字南荷頃字清水平504番 3 まで	新	7.3～23.2メートル	749.5メートル
	旧	5.2～23.2メートル	761.0メートル

◎新潟県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷川口大和線
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字南荷頃字丸畑805番 1 から同市大字南荷頃字清水平504番 3 まで

3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遅場見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
見附市杉澤町字峠 3349番8から	新	9.4～14.2メートル	54.0メートル
同市池之島町字六丁山1741番1まで	旧	9.4～13.4メートル	54.0メートル

◎新潟県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 遅場見附線
- 2 供用開始の区間
見附市杉澤町字峠3349番8から同市池之島町字六丁山1741番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成9044番1から	新	8.0～18.0メートル	548.3メートル
同郡同町大字秋成9124番1まで	旧	5.1～16.2メートル	546.1メートル

◎新潟県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字秋成9044番1から同郡同町大字秋成9124番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市田野倉字向 211 番 3 から 同市田野倉字家田1559番 2 まで	新	12.2～28.6メートル	34.6メートル
	旧	12.2～14.0メートル	34.6メートル

◎新潟県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 松代高柳線
- 2 供用開始の区間
十日町市田野倉字向211番3から同市田野倉字家田1559番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字家裏午 49 番 1 から 同市字家裏午313番 1 まで	新	25.0～47.0メートル	41.6メートル
	旧	25.0～47.0メートル	41.6メートル

◎新潟県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市字家裏午49番1から同市字家裏午313番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 加用今新田津南停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字谷内304番2から 同郡同町大字谷内274番まで	新	14.9～16.8メートル	79.5メートル
	旧	7.2～16.8メートル	79.2メートル

◎新潟県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 加用今新田津南停車場線
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字谷内304番2から同郡同町大字谷内274番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢水沢線
- 2 供用開始の区間
十日町市馬場甲1334番1から同市馬場甲436番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市海老字箕竈 928 番 2 から	新	22.6～36.6メートル	147.6メートル
同市海老字箕竈928番11まで	旧	22.6～36.0メートル	147.6メートル

◎新潟県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 五十子平真田線
- 2 供用開始の区間
十日町市海老字箕竈928番2から同市海老字箕竈928番11まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市野田字堅木953番2から	新	6.8～22.0メートル	106.4メートル
同市野田字堅木951番3まで	旧	6.8～10.0メートル	106.4メートル

◎新潟県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 城内焼野線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市野田字堅木953番2から同市野田字堅木951番3まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字宮川字中町2284番から 同市西山町鬼王字前田152番1まで	新	(A)6.5～47.4メートル	4,878.9メートル
柏崎市西山町鬼王字前田97番1から 同市西山町鬼王字前田152番1まで		(B)14.0～35.0メートル	131.6メートル
柏崎市大字宮川字中町2284番から 同市西山町鬼王字前田152番1まで	旧	6.5～47.4メートル	4,878.9メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道116号及び県道寺泊西山線と重用

◎新潟県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町鬼王字前田97番1から同市西山町鬼王字前田152番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日

◎新潟県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類
新潟都市計画区域区分（新潟市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
新潟都市計画用途地域（新潟市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
新潟都市計画用途地域（新発田市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第289号

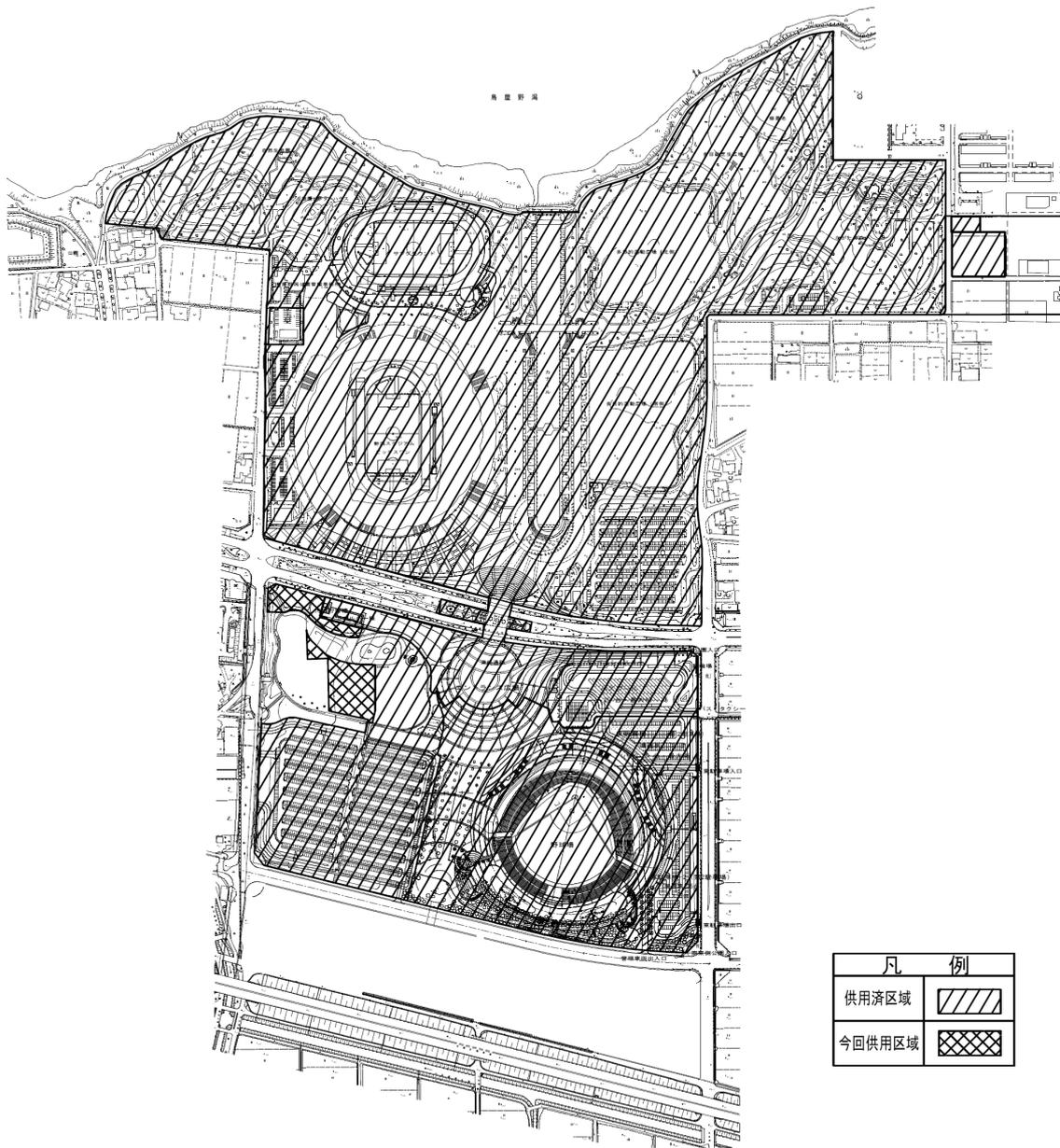
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 都市公園の位置
新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目
- 3 変更に係る都市公園の区域
新潟市中央区清五郎字川東及び長潟字宮谷内の一部（別紙図面のとおりに）
- 4 変更に係る区域の供用開始の期日
平成28年4月1日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・供用開始区域



◎新潟県告示第290号

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両のうち自転車に限り乗り入れ

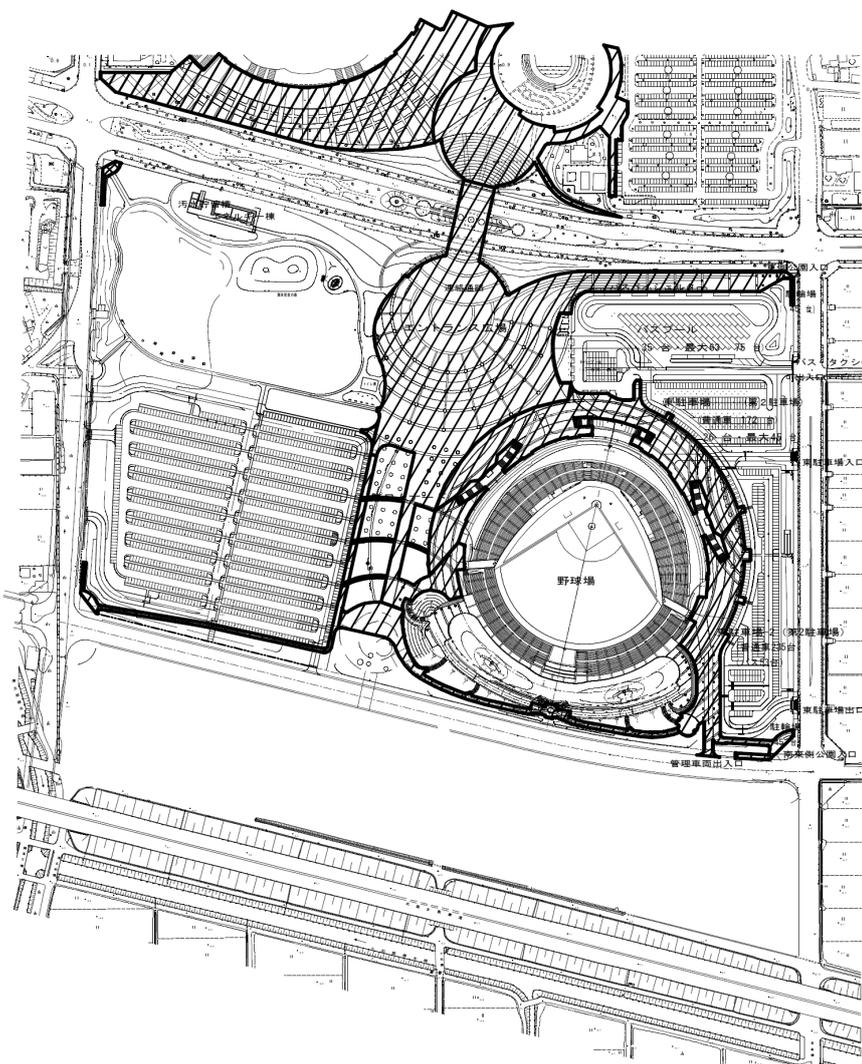
ができる場所を次のとおり指定する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
園路及び駐車場
- 3 位置
新潟市中央区清五郎字川東の一部
- 4 区域
別紙図面のとおり

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・自転車限定の乗入区域



凡 例	
供用済区域	
今回供用区域	

◎新潟県告示第291号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、国土交通大臣又は

新潟県知事が指定する者に、法第6条の3第1項及び法第18条第4項の構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとしたため、法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称及び住所
ハウスプラス確認検査株式会社
東京都港区芝五丁目33番7号
- 2 業務区域
新潟県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
事務所の名称 ハウスプラス確認検査株式会社
事務所の所在地 東京都港区芝五丁目33番7号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次の各号に掲げる業務以外の業務
 - (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物(建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)
 - (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの(令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成28年4月1日

◎新潟県告示第292号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月8日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年2月29日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市本町二丁目2830番1の内	4.87	35.12

公 告

予算の公表について(公告)

平成28年2月26日新潟県議会において議決された平成27年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成27年度新潟県一般会計補正予算

平成27年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,942,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,347,856,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入						
款	項	補正前の額	補正額	計		
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	千円 5,298,783 1,642,991 3,655,792	千円 1,543,683 709,125 834,558	6,842,466 2,352,116 4,490,350		
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金 第3項 国庫委託金	161,989,639 39,968,333 118,859,700 3,161,606	15,166,188 3,118,536 12,036,452 11,200	177,155,827 43,086,869 130,896,152 3,172,806		
第10款 財産収入	第1項 財産運用収入	3,473,833 948,610	△ 3,567 △ 3,567	3,470,266 945,043		
第13款 諸収入	第4項 貸付金収入 第5項 受託事業収入 第6項 収益事業収入 第8項 雑収入	171,419,370 130,902,296 9,247,800 3,680,600 7,651,999	157,576 2,400 14,286 139,610 1,280	171,576,946 130,904,696 9,262,086 3,820,210 7,653,279		
第14款 県債	第1項 県債	297,846,000 297,846,000	10,615,000 10,615,000	308,461,000 308,461,000		

第15款	繰越金	第1項繰越金	560,000	463,562	1,023,562
			560,000	463,562	1,023,562
歳入	合計	計	1,319,914,427	27,942,442	1,347,856,869

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第2款 総務費	第2項 総務管理費	31,236,519	553,413	31,789,932
	第3項 統計調査費	15,741,333	513,413	16,254,746
	第3項 統計調査費	1,340,689	40,000	1,380,689
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	9,826,317	1,732,839	11,559,156
	第2項 防災費	2,697,756	8,839	2,706,595
	第2項 防災費	5,420,015	1,724,000	7,144,015
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	164,379,689	6,077,380	170,457,069
	第6項 健康対策費	22,920,424	4,544,613	27,465,037
	第9項 児童家庭費	7,179,386	87,431	7,266,817
	第9項 児童家庭費	19,190,281	1,445,336	20,635,617
第6款 産業費	第1項 産業政策費	140,546,397	617,685	141,164,082
	第5項 観光費	124,926,933	341,403	125,268,336
	第5項 観光費	1,868,660	276,282	2,144,942
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	85,397,384	10,022,029	95,419,413
	第2項 地域農政推進費	3,714,222	180,000	3,894,222
	第2項 地域農政推進費	9,489,226	330,000	9,819,226

	第3項 農産園芸費	1,550,122	113,000	1,663,122
	第5項 食品流通費	344,507	92,000	436,507
	第7項 産業費	4,059,724	256,500	4,316,224
	第8項 業費	14,185,919	331,600	14,517,519
	第10項 農地整備費	39,839,888	8,585,624	48,425,512
	第11項 農地計画費	1,950,957	133,305	2,084,262
第8款 土木費		166,056,702	7,916,866	173,973,568
	第2項 道路橋りょう費	58,458,796	2,703,603	61,162,399
	第3項 河川海岸費	34,724,901	3,225,358	37,950,259
	第4項 砂防費	13,547,097	1,598,364	15,145,461
	第5項 都市計画費	6,743,241	254,564	6,997,805
	第6項 建築費	18,745,061	84,977	18,830,038
	第7項 交通政策費	7,154,163	50,000	7,204,163
第10款 教育費		216,622,172	1,018,945	217,641,117
	第1項 教育総務費	8,049,340	4,761	8,054,101
	第2項 小中学校費	124,939,176	11,200	124,950,376
	第3項 高等学校費	50,022,955	48,969	50,071,924
	第4項 特別支援学校費	17,930,779	852,229	18,783,008
	第6項 文化行政費	2,192,693	52,718	2,245,411
	第7項 保健体育費	1,534,125	49,068	1,583,193
第11款 災害復旧費		10,280,562	3,285	10,283,847

	第2項 土木施設災害復旧費	7,892,497	3,285	7,895,782
歳 出	合 計	1,319,914,427	27,942,442	1,347,856,869

第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	額
第2款 総務費	第2項 総務管理費	ジョパーク推進費		10,000
		自治体情報セキュリティ強化対策費		311,500
第3款 県民生活・環境費	第3項 統計調査費	庁舎維持特定修繕費		191,913
		R E S A S普及促進費		40,000
第4款 福祉保健費	第1項 県民生活管理費	にいがた暮らし情報発信費		8,839
		第2項 防災費		1,724,000
第6款 産業費	第9項 児童家庭費	原子力防災対策費		2,592
		子どもへの貧困対策実態調査費		56,000
第7款 農林水産業費	第1項 産業政策費	中核人材戦略拠点運営費		285,403
		地域産業成長促進費		185,250
第7款 農林水産業費	第5項 観光費	D M O ・地域間連携による交流人口拡大費		91,032
		「世界に誇る絹と金のみち」広域ルート促進費		180,000
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	新潟発バイオサイエンス技術開発事業費		

第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費	290,000
	中山間地域等担い手収益力向上支援補助金	40,000
第3項 農産園芸費	新潟農林水産業所得拡大事業費	113,000
第5項 食品・流通費	新潟米輸出拡大事業費	92,000
第7項 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費	200,000
第8項 林業費	市町村営漁港施設機能強化事業補助金	56,500
	ふるさと越後の家づくり支援補助金	90,000
第10項 農地基盤整備費	民有林造林奨励補助金	140,800
	復旧治山事業費	100,800
	県営畑地帯総合整備事業費	40,000
第11項 農地計画費	県営灌漑水防除事業費	331,000
	県営ため池等整備事業費	332,964
	県営経営体育成基盤整備事業費	7,777,660
	地籍調査事業費	133,305

第8款 土木 費	第2項 道路橋りょう費	道路改築費	52,356
		道路改築費(県単)	141,196
		地域づくり基盤道路整備事業費	581,939
		道路安全施設費	30,000
		道路改善費	380,000
		舗装道路補修費	70,000
		雪寒施設整備費	67,769
		緊急地方道路整備費	661,386
		河川補修費	290,000
		広域河川改修費	1,457,300
	第3項 河川海岸費	河川総合流域防災対策整備費	68,400
		床上浸水対策特別緊急事業費	165,900
		河川整備備費	185,332
		海岸侵食対策費	53,700

海岸施設補修費	70,000
海岸整備費	60,000
ダム施設緊急整備事業費	16,068
堰堤改良費	230,135
通常防砂防費	72,800
火山防砂防費	187,200
砂防総合流域防災対策整備費	325,520
砂防工事費	197,000
地すべり対策費	347,360
地すべり防止工事費	199,875
急傾斜地崩壊対策費	62,400
集落雪崩対策費	10,000
街路整備費	130,421
公園整備費	53,743
第4項 防砂防費	
第5項 都市計画費	

第10款 教 育 費	公園整備費(県単)			70,400
	第6項 建築費	既設公営住宅改善費		84,977
	第7項 交通費	佐渡航路利用拡大支援費		50,000
	第1項 教育費	県立学校整備関係費		4,761
	第2項 小中学校費	のびのび健やか新潟っ子推進費		11,200
	第3項 高等学校費	高校生による地域活性化事業費		48,969
	第4項 特別支援学校費	特別支援学校大規模・耐震改修費		495,243
		特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)		55,036
		特別支援学校放射線防護対策費		301,950
	第6項 文化行政費	世界遺産登録推進費		52,718
	第7項 保健体育費	競技水準向上対策費		49,068
	合 計			20,216,680

第3表 債務負担行為補正 1 追加							
事項	期	間	限	度	額	説	明
広域漁場整備事業工事請負契約	平成	28年	度	100,000千円			
市町村営漁港施設機能強化事業補助金交付決定	平成	28年	度	160,000千円			
市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金交付決定	平成	28年	度	27,500千円			
復旧治山事業工事請負契約	平成	28年	度	56,000千円			
防災林造成事業工事請負契約	平成	28年	度	265,000千円			
地すべり防止事業工事請負契約	平成	28年	度	118,800千円			
復旧治山工事調査委託契約	平成	28年	度	4,000千円			
防災林造成工事調査委託契約	平成	28年	度	1,500千円			
地すべり防止工事調査委託契約	平成	28年	度	3,700千円			
県営かんがい排水事業工事請負契約	平成	28年	度	444,000千円			
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業工事請負契約	平成	28年	度	97,300千円			

県営港水防除事業工事請負契約	平成28年度	1,076,000千円
県営地すべり対策事業工事請負契約	平成28年度	706,000千円
県営ため池等整備事業工事請負契約	平成28年度	9,000千円
県営地盤沈下対策事業工事請負契約	平成28年度	210,000千円
県営中山間地域総合農地防災事業工事請負契約	平成28年度	40,000千円
国営附帯県営農地防災事業工事請負契約	平成28年度	157,000千円
県営特定農業用管水路等特別対策事業工事請負契約	平成28年度	48,000千円
道路改良工事請負契約	平成28年度	40,000千円
緊急地方道路整備工事請負契約	平成28年度	40,000千円
海岸侵食対策工事請負契約	平成28年度	40,000千円
街路整備工事請負契約	平成28年度	50,000千円
道路改築工事請負契約	平成28年度	200,000千円
建設関係災害復旧工事請負契約	平成28年度	400,000千円
港湾改修工事請負契約	平成28年度	535,000千円

起債の目的		補			正			前			正			後		
		補			正			前			正			後		
		限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路事業費	千円 7,227,000			千円 7,297,000												
河川事業費	13,683,000			15,331,000												
海岸事業費	662,000			693,000												
砂防事業費	5,645,000			6,211,000												
公園事業費	949,000			1,029,000												
公営住宅建設事業費	293,000			326,000												
漁港事業費	523,000			553,000												
治山事業費	3,426,000			3,490,000												
農地事業費	9,399,000			11,473,000												
災害復旧事業費	3,216,000			3,219,000												
学校教育施設等整備事業費	2,160,000			2,545,000												

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中の都府県においても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

補正前に同じ

第4表 地方債補正
1 変更

防災対策事業費	3,694,000				4,197,000	
地方道路等整備事業費	14,970,000				16,528,000	
合併特例事業費	2,912,000				3,543,000	
河川等整備事業費	1,103,000				1,438,000	
本庁舎改修事業費	860,000				1,015,000	
地域機関改修事業費	350,000				484,000	
集落雪崩対策事業費	14,000				21,000	
公共施設等除却費	235,000				244,000	
行政改革推進債	9,772,000				10,071,000	
臨時財政対策債	57,300,000				59,300,000	
合 計	297,846,000				308,461,000	

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ヤマシタHOK上越店
所在地 上越市富岡3443 外
設置者 株式会社カネヨ松木商店
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出
公告日 平成27年9月29日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年3月8日から平成28年4月8日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオほか6者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出
公告日 平成27年10月16日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年3月8日から平成28年4月8日まで

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、村上都市計画道路及び胎内都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年3月8日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成28年4月14日(木)午後2時から

2 公聴会の開催場所

村上市岩船3270番地

村上市民ふれあいセンター 2階研修会議室

3 事案の概要

別紙「村上市都市計画道路の変更(新潟県決定)」及び「胎内都市計画道路の変更(新潟県決定)」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課、村上市都市計画課、村上市荒川支所産業建設課及び胎内市地域整備課都市計画住宅係において、3月25日(金)まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

村上市及び胎内市の住民

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成28年3月25日(金)(必着のこと。)

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 村上市田端町6番25号(〒958-8585)

新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-52-7966

(2) 新発田市豊町3丁目3番2号(〒957-8511)

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

(3) 村上市三之町1番1号(〒958-8501)

村上市都市計画課

電話 0254-53-2111

(4) 村上市山口444番地(〒959-3192)

村上市荒川支所産業建設課

電話 0254-62-5273

(5) 胎内市新和町2番10号(〒959-2693)

胎内市地域整備課都市計画住宅係

電話 0254-43-6111

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

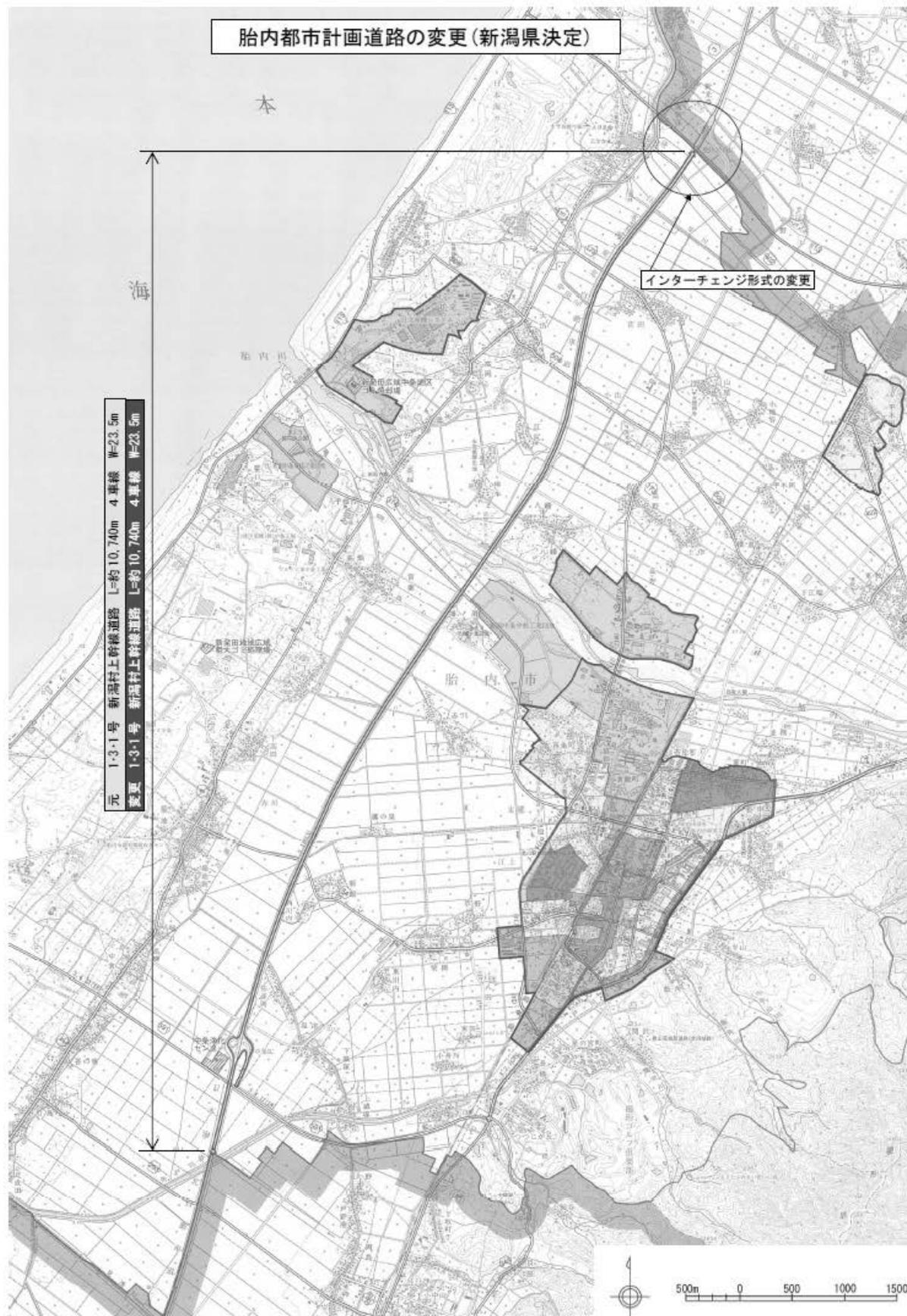
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。





一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般

競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	ロータリ除雪車（2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付）	1台
イ	ロータリ除雪車（2.2m級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付）	2台
ウ	ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、後輪ダブルタイヤ付）	2台
エ	ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、スイング式雪切板付）	3台
オ	除雪トラック（7t級、4×4）	1台
カ	除雪グレーダ（4.0m級）	1台
キ	除雪ドーザ（14t級、反転エッジ付）	1台
ク	除雪ドーザ（14t級、マルチプラウ、反転エッジ付）	1台
ケ	小形除雪車（1.3m級、ロング雪切板付）	1台
コ	凍結防止剤散布車（湿式3t級、4×4）	7台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年10月31日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記1(1)ア～エ及びカ～ケについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)オ及びコについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）を除いた金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。）に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の108分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成28年4月18日(月) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成28年4月19日(火) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成28年3月29日(火)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成28年4月7日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の成立要件

上記1(1)エ及びコの新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年新潟県条例第5号)第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があつたときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(11) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(12) 調達手続の停止

平成28年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合及び国の平成28年度一般会計予算が議決されなかった場合、本件調達の手続きを停止することがある。

(13) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
- ① Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade and rear twin wheels (clearing width: 2.2-meter class) [1] unit
 - ② Rotary snow blower with snow bank clearing auger device and rear twin wheels (clearing width: 2.2-meter class) [2] units
 - ③ Rotary snow blower with rear twin wheels (clearing width: 2.6-meter class; rated output: 220-kilowatt class) [2] units
 - ④ Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade (clearing width: 2.6-meter class; rated output: 220-kilowatt class) [3] units
 - ⑤ Snow removal truck (four-wheel drive; wheel type: 7-ton class) [1] unit
 - ⑥ Snow removing motor grader (blade length: 4.0-meter class) [1] unit
 - ⑦ Snow plow with reversible edge (wheel type: 14-ton class) [1] unit
 - ⑧ Snow plow with multi-purpose plow and reversible edge (wheel type: 14-ton class) [1] unit
 - ⑨ Small size snow blower with long-type snow-cutting blade (clearing width: 1.3-meter class) [1] unit
 - ⑩ Anti-icing material spreader truck (four-wheel drive; wetting system; maximum carrying capacity: 3-ton class) [7] units
- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. April 7, 2016
- (3) Date of bid opening:
10 : 00A.M. April 19, 2016
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
Phone: 025-280-5490
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成27年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第77号の一部を次のとおり改める。

平成28年3月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成28年2月19日

政治団体の名称 自由民主党新潟県新潟市中央区第二支部

(報告年月日平成27年1月28日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	2,412,198 円	1,612,955 円
本年収入額	2,372,950 円	1,573,707 円
2 支出総額	2,372,950 円	1,573,707 円
3 本年収入の内訳		
借入金	2,363,350 円	1,564,107 円
美濃欣之	2,363,350 円	1,564,107 円

4 支出の内訳		
経常経費	678,237 円	348,504 円
備品・消耗品費	388,876 円	291,147 円
事務所費	289,361 円	57,357 円
政治活動費	1,694,713 円	1,225,203 円
組織活動費	523,891 円	501,251 円
機関紙誌の発行その他の事業費	689,520 円	483,414 円
宣伝事業費	689,520 円	483,414 円
調査研究費	481,302 円	240,538 円
5 資産等の内訳		
〔借入金〕		
美濃欣之	4,297,078 円	3,497,835 円